

消防予第450号
消防危第276号
平成23年12月7日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

】 殿

消防庁予防課長
消防庁危険物保安室長
(公印省略)

型式承認の失効に伴う消火器の取扱いについて

消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第21条の5第1項の規定及び消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第111号。以下「改正規格省令」という。）附則第2条第2項の規定に基づき、別紙のとおり平成23年12月7日総務省告示第503号が告示され、平成24年1月1日をもって、該当する消火器の型式承認の効力が失われることとなりました。

このことに伴い、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、下記について速やかに周知していただきますようお願いします。

記

1 型式承認の効力の存続

型式承認の効力が失われることとした消火器については、平成23年12月31日までの間は、法第21条の5第1項の規定に基づき、型式承認の効力が存続するものであること。

したがって、同日までは、当該消火器の販売、請負に係る工事への使用等（以下「販売等」という。）はできるものであるが、平成24年1月1日以後においては、当該消火器の型式承認の効力が失われることから、法第21条の10の規定に基づき、当該型式承認に係る個別検定の合格の効力についても失われることとなるので、当該消火器の販売等はできないものであること。

2 設置に係る経過措置

型式承認の効力が失われることとした消火器については、「消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第111号）の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第

「22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令」(平成22年総務省令第112号)の適用があること。

したがって、次の(1)から(3)までの防火対象物又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所（以下「製造所等」という。）において、法第17条第1項又は法第10条第4項の規定に基づき、消火器の設置が義務づけられている場合であつて、その設置されている消火器が、型式承認の効力が失われることとした消火器である場合にあっては、平成33年12月31日までの間に、改正規格省令による改正後の消火器の技術上の規格に適合した消火器に取り替える必要があること。

- (1) 改正規格省令の施行（平成23年1月1日）の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物
- (2) 改正規格省令の施行の際、現に存する製造所等又は現に法第11条第1項の規定による許可に係る設置若しくは変更の工事中の製造所等
- (3) 改正規格省令の施行後1年の間に工事を開始する防火対象物又は法第11条第1項の規定による許可に係る設置若しくは変更の工事を開始する製造所等

3 任意設置の消火器の取扱い

型式承認の効力が失われることとした消火器が、消火器の設置義務のない一般家庭等に任意に設置されている場合にあっては、改正規格省令による改正後の技術上の規格に適合する消火器と取り替える等の措置を講じる法令上の義務はないものであること。

ただし、この場合であっても、販売業者等が、型式承認の効力が失われることとした消火器を、一般家庭用等として販売等はできないものであることに留意すること。

4 型式承認の効力が失われた消火器の販売等の情報提供について

型式承認の効力が失われることとした消火器については、平成24年1月1日以後、販売等はできないものであるため、当該消火器については、法第21条の12及び第21条の13の規定に基づき、販売業者等に対し、総務大臣が必要に応じて立入検査を行い、検定合格の表示の除去等の指示があるので、消防法令に抵触するおそれのある販売等がなされていることを覚知した場合には、当課まで情報提供願いたい。

連絡先

消防庁予防課

東、伊倉、池町

TEL : 03-5253-7523／FAX : 03-5253-7533

消防庁危険物保安室

竹本、米田

TEL : 03-5253-7524／FAX : 03-5253-7534

○総務省告示第五百三号

消防法（昭和一九十二年法律第八十六号）第一百一十二条の五第一項及び消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成一九二一年総務省令第百十一号）附則第一条第一項の規定により、平成一九二一年十一月三十日までに型式承認を受けた消火器及び同条第一項に規定する消火器で次の表に掲げるものに係る型式承認の効力が失われるに至りましたので、同法第一百一十二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成一九二三年十一月七日

総務大臣 川端 達夫

種別	型式番号	承認年月日	氏名又は名称	住所
		平成		
大型消火器	消第23～1号	23. 1. 7	宮田工業株式会社 番1号	神奈川県茅ヶ崎市下町屋一丁目1
小型消火器	消第23～2号	23. 1. 28	株式会社丸山製作所	東京都千代田区内神田三丁目4番 15号

"	消 第 23 ~ 3 号	"	"
"	消 第 23 ~ 4 号	23. 4. 20	"
"	消 第 23 ~ 5 号	"	"
"	消 第 23 ~ 6 号	23. 5. 17	株式会社 初田製作所 大阪府枚方市招提田近三丁目 5 番地
"	消 第 23 ~ 7 号	23. 6. 6	ヤマトプロテック株式会社 大阪府 大阪市東成区深江北二丁目 1 番 10 号

註

八月廿一日付、平成二十一年四月一日起の規則を廃止。